

宮古サッカー協会事業の共催等に関する取扱要綱

(定義)

第1条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、別表第1および別表第2に定めるところによる。

(申請手続き)

第2条 事業の共催、協力又は後援を申請しようとする者は、事業共催等申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

(決定)

第3条 事業共催等申請書の提出があったときは、常任理事会は内容を審査のうえ、決定する。

2 本協会が共催、協力、後援する事業は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

(1) 主催者についての基準

ア 本協会以外の日本サッカー協会に加盟する団体が主催するもの

イ 公益法人又はこれに準ずる団体が主催するもの

ウ その他の団体で、次号の基準に該当する事業を行うもの

(2) 事業内容についての基準

ア 事業の内容が、サッカー関連競技(フットサル、ビーチサッカー、フットゴルフ等を含む)の普及・競技力向上に資する事業であって公益性を有し営利を目的としないものであること。

イ 政治活動又は宗教活動等と認められないものであること。

ウ 事業の規模が本協会域又は本協会を含む地域にわたるものであること。

(3) その他の基準

ア 主催者・申請者の存在及び事業計画が明確であり、主催者の事業遂行能力が充分であると判断されるものであること。

イ 入場料、参加料等を主催者が徴収する事業については、その経費の算出等について明記をした資料が添付されたものであること。

3 前項の規定に係わらず、本協会に加盟する団体等が主催又は共催並びに後援する事業については、共催又は後援することができる。

4 審査の結果については、事業共催・後援決定通知書(様式第2号)により、会長が申請者に通知する。

別表第 1 (第 1 条関係)

共催	・事業の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担する。 (主催団体が 2 つ以上)
協力	・事業の趣旨及び方法に賛同し、事業実施のための特定の役割 (マンパワー、道具の貸し出し等) を行う。
後援	・事業の趣旨及び方法に賛同、応援していることを対外的に表明。

別表第 2 (第 1 条関係)

	事業への賛同	責任	金銭的協力	人物的協力	協会の対応例
共催	○	○	○	○	会場使用申請、運営補助
協力	○	×	×	○	周知、運営補助、道具貸出
後援	○	×	×	×	名義の使用許可